

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

◇ フリーランス法施行

Q:フリーランス法が施行されたそうですが、どのような内容ですか?

A:次のような内容です。

【解説】

フリーランスが安心して働ける環境を整備するための「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化法等)が、令和6年11月1日に施行されました。

フリーランスとは、業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないものをいいます。自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得ている個人だけではなく、一人社長といったような形態で事業を行う法人も該当します。

この法律では、大きく分けて「フリーランスと発注事業者間の取引の適正化」と「フリーランスの就業環境の整備」の2つのことを定めています。

フリーランスに業務を委託する発注事業者には、次の義務・禁止項目が定められています。

- ①書面等による取引条件の明示
- ②報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③1か月以上の業務委託をする場合の禁止行為(受領拒否、報酬の減額、返品、買ったたき、購入・利用の強制、不当な経済上の利益の提供、不当な内容変更・やり直し)
- ④募集情報の的確表示
- ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ⑥ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦中途解除等の事前予告・理由開示

